

# 山梨市地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和 3 年 4 月 1 日  
告示第 66 号

## (目的)

第 1 条 山梨市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

## (事務所)

第 2 条 協議会の事務所は、山梨県山梨市小原西 843 番地 山梨市役所内に置く。

## (業務)

第 3 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 交通計画の策定及び変更に係る協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (組織)

第 4 条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は、任命する委員（以下、「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 交通計画策定団体
  - (2) 公共交通事業者
  - (3) 道路管理者
  - (4) 公安委員会・警察
  - (5) 住民代表
  - (6) 学識経験者
  - (7) 国・県関係者
  - (8) 商工・観光関係者
  - (9) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者
- 2 前項第 3 号、第 4 号及び第 7 号に掲げる委員については、協議会に代理人を出席させることができる。
- 3 第 1 項に定める者のほか、参考意見を聴取するためオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条で規定する協議の終了までとする。

- 2 任期の途中で委員が交代したときは、後任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

(会長等)

第6条 協議会に会長1名、副会長1名及び監査員2名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中からこれを選任し、監査員は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を処理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が選任される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、書類の持ち回りにより開催することを妨げない。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会の議決方法は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 5 協議会は必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取り扱い)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員及び関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するとともに、地域公共交通に関する問い合わせ等に対応するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、山梨市総務課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費及び財務に関する事項)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の予算編成、現金の出納その他職務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。